明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委一）　一
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（同一二）　二
〔告示〕
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示（原子力規制委五）　三四
〔規則〕
○加工施設の技術基準に関する規則（原子力規制委六）　七
○試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（同七）　七
○使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（同八）　一七
○再処理施設の技術基準に関する規則（同九）　三〇
○特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（同一〇）　三七
○使用施設等の技術基準に関する規則（同一一）　三〇

府令・省令

○内閣府・原子力規制委員会令第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部改正に関する表

改正後	改正前
（原子力事業者防災業務計画） **第二条**　［1～4　略］ 5　原子力事業者防災業務計画は、核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項に規定する核燃料物質をいい、同条第十項に規定する使用済燃料を含む。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の取扱いを開始する日の六月前までに作成しなければならない。 6　［略］ （原子力防災資機材） **第四条**　［1～3　略］ 4　第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、法第二条第三号の規定による指定を令第一条第四項第二号の規定により取り消された者（法第二条第三号ロ及びヘに掲げる者に限る。）が、核	（原子力事業者防災業務計画） **第二条**　［1～4　同上］ 5　原子力事業者防災業務計画は、当該原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定に基づく保安規定の認可の申請書を提出する日までに作成しなければならない。 6　［同上］ （原子力防災資機材） **第四条**　［1～3　同上］ 4　第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、法第二条第三号の規定による指定を令第一条第四項第二号の規定により取り消された者（法第二条第三号ロ及びヘに掲げる者に限る。）が、核